

令和3年第6回高松市議会定例会提出予定議案

1 令和3年度高松市一般会計補正予算（第7号）

現計予算額	168,255,908千円
補正額	190,587千円
補正後	168,446,495千円

2 令和3年度高松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	43,821,469千円
補正額	0千円（債務負担行為のみ補正）
補正後	43,821,469千円

3 令和3年度高松市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	15,744,889千円
補正額	3,131,600千円
補正後	18,876,489千円

4 令和3年度高松市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	481,451千円
補正額	0千円（債務負担行為のみ補正）
補正後	481,451千円

5 令和3年度高松市病院事業会計補正予算（第2号）

現計予算額	10,685,528千円
補正額	333,564千円
補正後	11,019,092千円

6 令和3年度高松市下水道事業会計補正予算（第2号）

現計予算額	20,376,881千円
補正額	0千円（債務負担行為のみ補正）
補正後	20,376,881千円

7 高松市コミュニティセンター条例の一部改正について

高松市男木コミュニティセンターの移転及び高松市コミュニティセンターの使用時間の変更に伴い、改正するもの

〔公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行
(1)イはR4. 4. 1から施行〕

(1) 高松市コミュニティセンター条例の一部改正

ア 高松市男木コミュニティセンターの所在を変更するもの

変更前 変更後

高松市男木町134番地 → 高松市男木町1988番地

イ 高松市コミュニティセンターの使用時間の始期とする1時間ごとの時刻について、最終の時刻を午後9時から午後8時に変更するもの

(2) 高松市支所及び出張所設置条例の一部改正

(1)アに伴い、高松市男木コミュニティセンターに併設する男木出張所の位置を変更するもの

8 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

〔R4. 1. 1から施行〕

職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正を踏まえ、宣誓書に署名及び押印を求める手続を見直す等のため、改正するもの

- (1) 任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓書に署名を求める手続を見直すもの
- (2) 宣誓書に職員の押印を求める手続を不要とするもの及び所要の様式整備をするもの

9 高松市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法施行令及び健康保険法施行令の一部改正に伴い、改正するもの

R 4. 4. 1 から施行
(3)はR 4. 1. 1 から施行
(5)の一部は公布の日から施行

- (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある世帯の世帯主に対して賦課する基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額を減額するものとし、減額する額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額とするもの
- (2) 基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の算定に当たっては、未就学児の被保険者均等割額の減額とする額を加えるもの
- (3) 出産育児一時金の支給額を40万4,000円から40万8,000円に改正するもの
- (4) 引用条項の整備をするもの
- (5) 所要の規定整備及び引用条項の整備をするもの

10 高松市国民健康保険診療所条例の一部改正について

高松市男木コミュニティセンターの移転に伴い、改正するもの

公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行

- (1) 高松市国民健康保険男木診療所の設置場所を変更するもの

11 高松市動物愛護管理基金条例の制定について

公布の日から施行

高松市保健所における犬及び猫の引取り数の削減並びに犬及び猫の譲渡の促進その他の動物の愛護及び管理に関する事業の実施に活用する高松市動物愛護管理基金を設置するため、制定するもの

- (1) 設置について定めるもの
- (2) 基金の積立額について定めるもの
- (3) 管理について定めるもの
- (4) 運用益金の処理について定めるもの
- (5) 繰替運用について定めるもの
- (6) 処分について定めるもの
- (7) 委任について定めるもの

12 高松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

〔R 4. 1. 1から施行〕

高松市立みんなの病院に院長を置くことに伴い、改正するもの

- (1) 病院事業管理者は高松市立みんなの病院長とする規定を削るもの

13 高松市屋島山上交流拠点施設条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

高松市屋島山上交流拠点施設整備の進捗状況を踏まえ、高松市屋島山上交流拠点施設条例の施行までの期間を延長するため、改正するもの

- (1) 高松市屋島山上交流拠点施設条例の施行期日を次のように変更するもの

改正前	改正後
制定した条例の公布の日（R 2. 9. 30）から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日	制定した条例の公布の日（R 2. 9. 30）から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日

14 高松市スポーツ施設条例の一部改正について

〔R 4. 1. 1から施行〕

高松市立市民プール及び高松市牟礼町プールの廃止に伴い、改正するもの

- (1) 設置するスポーツ施設を列記する表から高松市立市民プール及び高松市牟礼町プールに係る規定を削るもの
- (2) 高松市立市民プールの使用料の額を定める表を削るもの
- (3) 高松市牟礼町プールの使用料の額を定める表を削るもの

15 高松市レンタサイクル条例の一部改正について

〔R4. 4. 1から施行〕
〔(5)は公布の日から施行〕

高松市レンタサイクルポートにおけるレンタサイクルに係る新たなシステムを導入することにより、それぞれのレンタサイクルポートにおいて利用することのできるレンタサイクルの利用の種別等を変更する等のため、改正するもの

- (1) 新たなレンタサイクルシステム（以下「新システム」という。）を導入することを踏まえ、レンタサイクルポートを設置する目的を見直すもの
- (2) 新システムを導入することに伴い、利用対象者の要件を見直すもの
- (3) 新システムを導入することにより、それぞれのレンタサイクルポートにおいて利用することのできるレンタサイクルの利用の種別等を見直すもの
- (4) 新システムを導入することに伴い、レンタサイクル利用料及びその納付方法を見直すもの
- (5) 改正後の規定に基づく利用の申請その他レンタサイクルを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとするもの

16 高松市建築関係手数料条例の一部改正について

〔R4. 2. 20から施行〕

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 長期優良住宅認定申請において共同住宅の認定が住戸単位から住棟単位に変更すること、長期使用構造等の確認書の交付を受けることにより認定審査の省略が可能になること及び災害の危険性が特に高いエリアを認定対象から除外することにより、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額の改定をするもの
- (2) 長期優良住宅型総合設計制度が創設されたことにより、容積率の割増しなどを行うことができる特例が定められたため、当該特例の許可申請に対する審査に係る手数料の額を定めるもの

17 高松市都市公園条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

都市公園法及び都市公園法施行令の一部改正を踏まえ、本市の都市公園に公募設置管理制度を導入することとし、公募対象公園施設の建築面積の基準の特例を定めるため、改正するもの

- (1) 公募設置管理制度の導入のため、公募対象公園施設の建築面積の基準の特例を定めるもの

18 高松市公設浄化槽管理条例の廃止について

〔R4. 4. 1から施行〕

本市に編入前の香南町が設置し、編入後は公設浄化槽事業において維持管理を行っている浄化槽の全てをその使用者等に移管することに伴い、廃止するもの

(1) 高松市公設浄化槽管理条例の廃止

ア 本市に編入前の香南町が設置し、編入後は公設浄化槽事業において維持管理を行っている浄化槽の全てをその使用者等に移管することに伴い、廃止するもの

(2) 高松市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

ア (1)に伴い、所要の規定整備をするもの

19 議決の変更について

令和2年3月23日に議決を経た工事請負契約（高松市屋島山上拠点施設（仮称）建設工事）について、設計変更に伴い、変更するもの

変更前

変更後

・契約金額 1, 229, 800, 000円 → 1, 316, 250, 100円

20 議決の変更について

平成29年3月22日に議会の議決を経た指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの

高松市塩江湯愛の郷センター

・指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

↓

平成29年4月1日から令和6年3月31日まで

21 公の施設の指定管理者の指定について

高松市夜間急病診療所の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

(1) 指定管理者 一般社団法人高松市医師会

(2) 指定の期間 R4. 4. 1～R9. 3. 31

22 公の施設の指定管理者の指定について

高松市亀水中央公園（仮称）の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

(1) 指定管理者 香川県造園事業協同組合

(2) 指定の期間 R4. 4. 1～R6. 3. 31

23 公の施設の指定管理者の指定について

高松市鬼ヶ島おにの館の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 特定非営利活動法人瀬戸内・女木アイランド振興会
- (2) 指定の期間 R 4. 4. 1～R 9. 3. 31

24 公の施設の指定管理者の指定について

高松市道の駅源平の里むれの管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 株式会社四国にぎわいネットワーク
- (2) 指定の期間 R 4. 4. 1～R 9. 3. 31

25 公の施設の指定管理者の指定について

高松市屋島競技場の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 四電工グループ
- (2) 指定の期間 R 4. 4. 1～R 9. 3. 31

26 公の施設の指定管理者の指定について

高松市立中央駐車場ほか7駐車場の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 高松市立駐車場等管理共同企業体
- (2) 指定の期間 R 4. 4. 1～R 9. 3. 31

27 財産の取得について

高松市塩江道の駅エリア整備事業に係る用地等を取得するもの

- (1) 取得する財産の価格 86,985,416円
- (2) 相手方 西日本放送株式会社ほか3名

28 路線の認定について

寄附採納に伴い、市道6路線を認定するもの

- ・林町82号線ほか5路線